

○厚生労働省告示第二百四十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇三〇 (略)</p> <p>三十一 (一S・四S・一OS・一六E・二二R)―七―〔(二Z)―エチリデン〕―四・二―ビス(二―メチルエチル)―二―オキサ―二・一三―ジチア―五・八・二〇・二三―テトラアザビシクロ〔八・七・六〕トリコス―一六―エン―三・六・九・一九・二二―ペンタオン (別名ロミデプシン) 及びその製剤</p> <p>三十二〇 六十六 (略)</p> <p>六十七 N―(四)―〔(二RS)―一―(二・四―ジアミノプテリジン―六―イル)ペンタ―四―イン―二―イル〕ベンゾイル〕―L―グルタミン酸 (別名プラトレキサート) 及びその製剤</p> <p>六十八〇 百七十八 (略)</p>	<p>一〇三〇 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十一〇 六十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六十六〇 百七十六 (略)</p>